

要望提出に係るチェックポイント

※国要綱を基に県で作成

(採択・不採択について)

- 本事業は、国のみどりの食料システム推進交付金事業を活用して実施しており、国段階で採択・不採択が判定されます。全国の要望状況等によって不採択となる可能性があることを予めご了承ください。

(交付対象者・要件)

- 「環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（みどり認定）」の申請を行い、県知事の認定を受けている又は令和8年度末までに認定を受けることが確実な者であること。
- 県知事の認定を受けた「環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」の取組内容において、機械除草が記載されており、かつ、導入する水田除草機名が記載されていること（記載がない場合は、令和8年度末までに、「環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」の変更申請を行うこと）。
- 令和9年度までに、有機農業の取組面積を5ha以上拡大すること。（「環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」に記載された目標と整合的であること。整合が取れていない場合は、令和8年度末までに、「環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」の変更申請を行うこと）。

(水田除草機の導入について)

- 導入する水田除草機は、有機農業の取組面積からみて適正な能力・規模であること（別紙様式第10-5号を作成し、対外的かつ合理的に説明できるようにすること）。
- 事業費が100万円以上であること。
- 3社以上の業者から見積りを取得し、事業費の低減を図ること。
- 他の国庫補助事業又は農業改良資金を活用していないこと。
- 「環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」に記載された目標年度までの期間内には、他の国庫補助事業を活用できないものとする（別紙様式第10-6号（誓約書）を提出すること）。
- 導入した機械について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。
- 導入した機械の本体に、事業名等を表示すること。

(補助率等)

- 水田除草機導入費の2分の1以内とし、1事業実施主体当たりの交付金額の上限は200万円とする。

(事業実施計画について)

- 事業実施計画書（別紙様式第10号）及び、別途定める必要書類（別紙様式10号にある添付書類チェックシートを参照）を県が定める期日までに提出すること。